

公募型プロポーザル方式に係わる手続き開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

令和6年4月15日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区耐震改修促進計画改定業務委託

(2) 業務の目的

世田谷区は平成19年7月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画を策定し、その後5年おきに3度の改定を行い、現在は令和7年度までを計画期間として建築物の耐震化に取り組んでいる。

本業務は、令和7年度に期間が満了となる現行計画について評価検証を行うとともに、国や東京都による耐震化推進施策の動向や社会情勢の変化を踏まえたうえで、令和8年度の改定に向けた検討作業を行うものであり、次期耐震改修促進計画案の作成を目的とする。

(3) 履行期間

令和6年度契約 契約日から令和7年3月21日（金）まで（予定）

令和7年度契約 契約日から令和8年3月20日（金）まで（予定）

ただし、契約は単年度ごとに行い、令和7年度の契約については前年度の履行内容が良好と認められること、および予算が区議会で議決され配当されることを契約締結の条件とする。

2. 参加資格

提案提出者は、次の要件を満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと
- (3) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること
- (5) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (6) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 過去15年間に耐震促進に係る業務委託の受託実績があること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた提出者には、「プロポーザル招請通知」を送付し、参加資格が確認できなかった

提案者には、確認できなかった旨を通知する。

4. 提案書を特定するための評価基準

(1) 一次審査（書類審査）

提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を3者程度選定する。

審査項目	審査の視点
企業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務実績が十分か ・耐震促進への精進度があるか
予定技術者実績 (管理技術者) (担当技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務の実務実績が十分か ・耐震促進に関する業務実績があるか ・世田谷区への精進度があるか
特定テーマに対する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、内容の理解度が高いか ・事業手法等の考え方に魅力があるか ・業務の特性、目的を適切に把握した提案となっているか (着眼点、問題点、解決方法等) ・実現性と説得力のある提案となっているか ・課題解決のための創意工夫がなされているか
資料作成能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が分かりやすく、効果的な構成となっているか
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されているか

(2) 二次審査（ヒアリング）

審査項目	審査の視点
専門性と技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の内容をよく説明できているか ・過去の業務実績を踏まえ、当業務に対しても専門技術を十分に発揮できると認められるか
取り組み姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか ・耐震促進に関する業務への理解、姿勢が適切か
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・説明がわかりやすいか ・質問に対する応答が明快かつ迅速か
先見性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進計画への将来展望があるか

5. 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区 防災街づくり担当部 防災街づくり課

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (二子玉川分行舎B棟2階)

電話 03-6432-7177 FAX 03-6432-7987

(2) スケジュール（予定）

手続き開始の公告	令和6年4月15日（月）
プロポーザル説明書の配布期間	令和6年4月15日（月）から 令和6年4月30日（火）午後5時まで

参加意思表明書受付期間	令和6年4月15日（月）から 令和6年4月30日（火）午後5時まで
プロポーザル招請等通知	令和6年5月8日（水）までに随時通知
プロポーザル質問書受付期間	令和6年5月8日（水）から 令和6年5月15日（水）午後5時まで
質問の回答日	令和6年5月22日（水）
企画提案書等の提出期限	令和6年6月5日（水）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和6年6月14日（金）
一次審査結果の通知	令和6年6月17日（月）
二次審査（ヒアリング）	令和6年6月26日（水）
審査結果の発送	令和6年6月28日（金）

(3) 説明書の配布期間、配布方法

1) 配布期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）午後5時まで

2) 配布方法

① 世田谷区 防災街づくり担当部 防災街づくり課にて窓口配布

土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

② 世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ→目次から探す→住まい・街づくり・環境→

住まい・建築・区施設整備→耐震支援

または、世田谷区ホームページ内の検索窓に『209050』と入力して検索

(4) 参加意思表明書の提出期間、提出先及び提出方法

提出期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）午後5時まで

（持参の場合、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

提出先

上記5.（1）

提出方法

持参又は郵送

※郵送する場合は、令和6年4月30日（火）午後5時まで必着

(5) 提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時まで

（持参の場合は土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

提出先

上記5.（1）

提出方法

持参又は郵送

※郵送する場合は、令和6年6月5日（水）午後5時まで必着

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除である。
- (3) 契約書作成の要否は、要である。
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：有
件名：耐震改修促進計画改定業務（令和7年度分）（予定）
令和7年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件
- (5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、令和6年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (6) 本プロポーザルは、委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (7) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。
- (8) 参加意思表明書、企画提案書等の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (9) 参加意思表明書、企画提案書等、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 提出された企画提案書等の提出書類は、返却しない。また、提出された企画提案書等は、提案者に無断で今回の選定以外の目的で使用しない。なお、選定された者の企画提案書等を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (11) 企画提案書等の提出後は、原則として企画提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、委託者の了承を得なければならない。
- (12) 応募にあたり、知り得た情報については、守秘義務を遵守する。